

③行動評価A

年間当直回数や院内外への委員会への出席数などの協力実績に応じ評価

◇患者からの感謝状、表彰状、時間外呼び出され協力率、年間当直件数、診療情報提供書作成、時間外電話指示回数、90歳以上の患者の主治医、書類作成（診断書、保険、主治医意見書）、院内外への委員会への出席、学会発表、論文作成、時間外勤務の回数、診療科の特性、などデータ収集でき、かつ数値化できるもの。

④行動評価B

他職種からの評価

(3) 対象者

嘱託医師は、医師人事評価の対象外とする。

結論 提案のとおり実施することと決定した。

主な意見・補足等

- ・全国的に見ても事例は少ないが、松阪市民病院では導入している。
- ・人材育成とモチベーションアップが目的であり、医業収益の増につなげたい。

資料 付議事項書

2 今後の市立伊勢総合病院の経営形態について<健康福祉部>

概要

今後の市立伊勢総合病院の経営形態について、審議を行なった。
主な概要は以下のとおりである。

(1) 検討対象とする経営形態について

- ①地方公営企業法の全部適用
- ②地方独立行政法人化（非公務員型）
- ③指定管理者制度の導入

※「民間譲渡」については、地方公共団体が病院運営に関与できなくなり、不採算部門となりがちな政策的医療の確保が困難となることが想定される。また、譲渡後に自らの経営難などの理由により事業の継続が困難となった場合、後継となる医療法人等が現れないときは地域の基幹病院を失うこととなり、地域医療を確保するという点において重大な課題が残ることから、対象外とする。

(2) 各経営形態の制度概要

①地方公営企業法の全部適用

全部適用は、地方公営企業法の「財務」に関する規定だけでなく、「組織」や「職員の身分取扱」等すべてを適用し、広範な権限と責任を有する事業管理者を配置することにより、経営責任が明確となる。

事業管理者には人事権が与えられるため、人事管理の負担が増大する反面、経営的視点に立った人事配置が可能となる。

職員の身分は一部適用と同じ地方公務員であるが、給与体系は独自のものを導入できるため、経営状況を反映させることが可能となっている。

しかし、事業管理者は地方公共団体の長が任命し、実態として地方公共団体の一部門であるため、完全な経営独立性の確保にはつながらない側面もある。

②地方独立行政法人化（非公務員型）

地方独立行政法人は地方独立行政法人法に基づく経営形態である。理事長を経営責任者とし、中期目標の設定、評価委員会による事業実績評価及び公表などが義務づけられているため、事業効果の検証が可能であり、経営の透明性が確保される。また、人事管理や事業執行の面で、機動性・弾力性のある経営が可能となるとされている。

しかし、移行に伴う新たなコストへの対応や中期目標の設定、評価事務に係る事務的負担などが発生する。

また、職員の身分は公務員から非公務員に変わるため、移行前に十分な説明と理解が必要となる。

③指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、土地、建物等を地方公共団体が所有したまま管理運営を委託する公設民営の経営形態である。経営は指定管理者に任されるため、経営責任が明確になるとともに、民間の経営手法により効率的な運営が可能となる。また、民間経営になじまない不採算部門についても、委託契約の中で取り決めが可能であり、政策医療の確保は図られる。

しかし、経営の現状が赤字である場合は、適切な委託先が決まらない状況も考えられるなど、移行は必ずしも容易とは言えない。

(3) 今後の経営形態について

市民の健康と命を守り、地域に必要な医療機能を確保していくことは市の重要な役割である。そのためには市立伊勢総合病院を市の組織の一つとして位置づけ、地域に不足し、補完していく必要のある医療、今後も確保が必要な医療など、市の政策医療を実施しやすく、また、民間的経営手法の実施が地方独立行政法人に近いレベルで可能な地方公営企業法の全部適用を継続する。

結論 今後の市立伊勢総合病院の経営形態については、現行の地方公営企業法の全部適用を継続することと、決定した。

主な意見・補足等

- ・全部適用を採用している病院においては、当然のことながら、成功例・失敗例がある。全部適用のメリットを生かした運営が重要となる。
- ・指定管理者制度においては、一度導入すると、その後、直営に戻すことが不可能であり、継続性の面において不安である。
- ・独立行政法人化においては、政策医療が弱くなるという面において不安である。

資料 付議事項書

3 伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の計画について<消防本部>

概要

平成27年度末の消防本部庁舎等施設の完成に向け、消防本部庁舎、消防車庫、防災センター（公園施設）等、各施設の整備内容（用途等）について、審議を行った。また、消防用途部分に加え、新たに整備する道路部分及び国道側法面の土地を購入することについて、審議を行なった。

主な概要は、以下のとおりである。

1 計画概要

	消防本部庁舎	車庫 (屋上訓練施設含む)	防災センター
階数	4階	4階	4階
延べ床面積	2,400㎡程度	1,700㎡程度	2,000㎡程度
建物構造	鉄筋コンクリート造 (免震構造)	鉄骨造 (耐震構造)	鉄筋コンクリート造 (免震構造)

2 消防庁舎の概要

(1) 消防庁舎棟 各階用途

階数	区分	用途
1階	消防署	消防署事務室、食堂
2階	消防署	仮眠室、シャワー室
3階	消防本部	消防本部事務室（総務課、消防課、予防課） 消防長室、消防団幹部室、書庫
4階	消防本部	通信指令室（通信指令課）、作戦会議室、仮眠室、食堂

(2) 車庫棟 各階用途

階数	区分	用途
1階	車庫 倉庫	車庫（ポンプ車、梯子車、救助工作車、救急車、広報車）、出動準備室、滅菌・消毒室、洗浄室、潜水機材室、資機材倉庫（ホース、ポンペ、ゴムボート、各種資機材）、トレーニング室、油脂庫
2階（中2階）		
屋上（3、4階）	屋上 訓練施設	火災防ぎょ訓練、救急・救助訓練

3 防災センターの概要

(1) 各階用途

階数	区分	通常時用途	災害時用途
1階	災害物資備蓄倉庫	災害用物資備蓄倉庫 ・一般市民用備蓄物資 ・防災関係機関活動用 備蓄物資	災害用物資集積拠点
2階	研修室	各種防災研修 救命講習等	防災関係機関活動拠点 ボランティアセンター
3階	防災体験学習室	一般市民用防災体験学習	緊急消防援助隊活動拠点
4階	防災多目的ホール	各種防災研修、講習、図 上訓練等	市災害対策本部第2指令塔 防災関係機関活動拠点

(2) 防災体験学習施設設置コーナー

映像学習コーナー（シアター）、煙避難体験コーナー、消化体験コーナー、地震対応コーナー、応急救護体験コーナー、防災用品の展示コーナー

4 付帯施設

施設名	数量	規格、容量、その他
太陽光発電設備	一式	15kw程度
非常用自家発電設備	1基	500kva程度 地下タンク14,000リットル程度 (約100時間連続無給油運転可能)
自家給油取扱所	1箇所	地下タンク6,000リットル程度
耐震性貯水槽	1基	100立米

5 用地

用途区分	面積
消防庁舎	2,699.98m ²
道路	695.28m ²
法面	854.28m ²
合計	4,249.54m ²

結論 今後も設計内容については精査を行なうものの、提案された内容を基本とし、進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 太陽光発電設備の規模は大きくすることは可能か？
⇒15kw程度が、設計上の限界値である。
- ・ 建設規模については、現施設よりも大きくなるが、将来を踏まえて必要な大きさであると考えており、改築年度の新しい名張市、鈴鹿市と比較しても、適当な規模であると考えているが、削減可能な部分について精査したい。
- ・ 体験学習施設については、他市と比較して、大規模な内容を想定していない。防災に関する映像視聴や、地震体験などに限定したコンパクトな規模としたい。

資料 付議事項書

4 スクールバス等の通学手段について〈教育委員会〉

概要

小学校、中学校の適正規模化及び適正配置化に伴い、スクールバス等の交通手段に係る基準において、統合対象校と統合しない学校で不整合が生じることが想定される。既存の学校においてもスクールバス運行や路線バス等の定期代の補助を行なっていることから、統合を機に整理することを検討しており、その内容について審議を行なった。

主な概要は以下のとおりである。

〔現在の方針〕 ①伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画

学校の適正配置に伴い新たに遠距離通学者となる児童生徒については、「学校から半径約2kmを越える区域に居住する児童及び通学距離6kmを越える区域に居住する生徒」に対しては、公共交通機関やスクールバス等の交通手段を確保する。

〔現在の方針に追加する考え方〕

学校統合により新たに危険区域の通学が見込まれる地域にも児童生徒の安全確保のため、スクールバス等の公共交通手段の確保を行なう。

結論

再協議とする。

主な意見・補足等

- ・安全面を重視することは理解できるが、検討する上においては必要経費も見据えることも必要である。
⇒必要経費に関する内容については、精査し提示する。
- ・路線バス、おかげバスなどとの効率的な運用を検討することも必要である。

資料

付議事項書

5 沼木地区自主運行バスについて<都市整備部>

概要

沼木まちづくり協議会から提出された「沼木地域における自主運行バスの実施に向けた要望書」を受け、検討を進めてきている。

沼木地区では、高齢化が進み、車など自らの移動手段を持たない高齢者が多く、買物、通院などの生活を行う上で、現在の公共交通（路線バス）では支障をきたしている。

現在、市（交通政策課及び教育委員会）で赤字を負担し運行を維持している沼木線（路線バス）を廃止し、その代替として沼木まちづくり協議会において自主運行バスを運行することについて、審議を行った。

主な概要は、以下のとおりである。

(1) 運行主体

伊勢市（市が沼木まちづくり協議会へ運行委託を行う）

(2) 運行形態

伊勢市が「自家用有償旅客運送」（道路運送法第79条）の登録を受け、白ナンバーでの有償運行を行う。

(3) 運行内容

沼木まちづくり協議会から提案を受け、市が決定する。

(4) 輸送対象者

- ①沼木地区に居住している、自ら移動手段を持たない高齢者等
- ②矢持町、横輪町に居住している遠距離通学の小学生及び中学生

(5) 運行車両

10人乗りワンボックス（2台）を市が購入又はリース等を行い準備する。

結論

再協議とする。

主な意見・補足等

- ・方向性としては、進めていきたい内容である。
- ・有償であるにもかかわらず、白ナンバーで良いのか。
⇒市町村運営有償運送（交通空白輸送）にあたり、可能である。
- ・地域における運転手の確保が必要となるが、高齢化が進む状況の中、継続性が課題となる。運転手が確保できなくなった際の対応手段はあるのか。
⇒三重交通へ委託することは可能である。
- ・損害賠償の際、市が加入している自動車保険により賠償することが可能なのか。契約形態により異なる場合も想定される。

⇒確認する。

- ・ 現状における路線バス（沼木線）は誰でも乗れる状況であるが、自主運行バスに切り替える際、沼木地区以外の一般乗客の公共交通手段が少なくなることが懸念される。
- ・ 路線バス（沼木線）を一旦廃止すれば、復活させることは不可能であることから、試行的に開始することも視野に入れるべきである。

資料 付議事項書

6 伊勢市ブロック塀等撤去費補助制度の創設について<総務部>

概要

市民の生命、身体及び財産を地震から保護し、災害に強いまちづくりを推進するため、ブロック塀等を撤去する市民に対し、一定の要件に基づき補助金を交付する補助制度の創設について、審議を行なった。

主な概要は以下のとおりである。

(1) 補助対象となるブロック塀等

- ・道路等に面するコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀
 - ・道路等からの高さが1 m以上のもの
 - ・道路等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路等からの高さが1 m以上かつ敷地地盤面からブロック塀等の高さが60cm以上のもの
- ※道路等とは、道路、通学路、公園、広場、公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたって継続して利用される土地

(2) 補助対象となる撤去等工事

市内に存するブロック塀等を当該所有者等が撤去する工事を補助対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う場合
- ・対象となるブロック塀等が道路改良等公共事業の補助対象となる場合
- ・業者が土地・建物の販売を目的としてブロック塀等の撤去をする場合
- ・新築又は改築等の際にブロック塀等を撤去する場合
- ・一団の土地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた場合

(3) 補助の条件

- ・原則、一団の土地で道路等に面するブロック塀等を撤去すること
- ・撤去後は、フェンス・生垣の設置は可とするが、再度ブロック塀を設置する場合には補助対象外とする。ただし、フェンスの基礎として高さ40cm以下の部分にブロックを用いることは可とする。

(4) 補助金の額

撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長に、1 m当たり8,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、80,000円を限度とする。

結論

提案内容の一部要件を緩和し、進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・市民に協力をお願いするという本来の目的を考えると、インセンティブが働きやすくなるよう、定義・要件等を緩やかにすべきである。「準ずる団体」、「業者が・・・」等、民間を除外する必要はないと考える。
- ・撤去に対する補助金額としては、上限80,000円は低くないか。
⇒撤去に要する経費を積算して算出した額である。

資料 付議事項書

7 平成 25 年度市政運営計画（案）の策定について〈情報戦略局〉

概要

平成 25 年度以降における本市の総合計画の策定についての考え方は、これまでに 3 度、経営戦略会議において審議を行い、また、総務政策委員協議会において、2 度協議が行われている。これまでに審議及び協議を行った考え方に基づき、平成 25 年度予算編成と平行し、「平成 25 年度市政運営計画（案）」を作成したことから、その内容について、審議を行なった。

主な経緯、考え方については以下のとおりである。

- ①平成 24 年度末において、現総合計画の基本計画が期間満了を迎える。
- ②今後においても、従来の総合計画に当たる計画は必要である。
- ③従来の「基本構想」（まちづくりの方針、理念等、地域経営の指針）に当たる部分については、市民、議会（議決要件とする）と対話を行ないながら、策定するものとする。
- ④従来の「基本計画」に当たる部分について、行政運営を行う上で、複数の立ち返るべき方針・計画等が存在することは、効率性、明瞭さ等の点で望ましくない。
- ④今後は、市長の任期に応じた、総合計画（基本計画）を策定する
- ⑥平成 25 年 11 月以降に、新しい本格的な計画を策定する。
- ⑦平成 25 年度については、臨時的な対応とし、単年度の運営計画を、すでに存在する個別計画等を踏まえ、作成する。
- ⑧単年度の計画であることから、予算編成と一致する。

結論

提案のとおり、最終計画案の確認を行ない、平成 25 年度予算案が可決された後、計画書として成立させることを決定した。

主な意見・補足等

- ・それぞれの施策の方向性をわかりやすく提示するため、平成 25 年度予算事業名についての内容を記載していることから、計画書として成立させるのは、予算案が可決された後とするべきである。

資料

付議事項書